江府町告示第78号

令和2年12月1日

江府町長 白 石 祐 治

第10回江府町議会12月定例会を下記のとおり招集する。

記

1、期 日 令和2年12月8日

2、場 所 江府町役場議場

○開会日に応招した議員

森田哲也 川端登志一 阿部朝親

 上 原 二 郎
 空 場
 語
 三 好 晋 也

三輪英男 川上富夫 長岡邦一

川端雄勇

○応招しなかった議員

なし

第10回 江 府 町 議 会 12 月 定 例 会 会 議 録 (第1日)

令和2年12月8日(火曜日)

議事日程

15.7 L 1上			
	日程第1	会議録署名議員の指名	
	日程第2	会期の決定	
	日程第3	諸般の報告	
	日程第4	議案第 113号	江府町議会議員及び江府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関
			する条例の制定について
	日程第5	議案第 114号	町道路線の認定について
	日程第6	議案第 115号	江府町営バスの管理及び運行に関する条例の全部改正について
	日程第7	議案第 116号	江府町役場の位置を定める条例の一部改正について
	日程第8	議案第 117号	江府町公告式条例の一部改正について
	日程第9	議案第 118号	江府町公共建物一時使用条例を廃止する条例の制定について
	日程第10	議案第 119号	公職選挙法による選挙運動のためにする公立学校等の使用による個人
			演説会開催のために必要な施設の公営に関する条例を廃止する条例の
			制定について
	日程第11	議案第 120号	江府町公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
	日程第12	議案第 121号	江府町瓜菜沢看視舎に係る指定管理者の指定について
	日程第13	議案第 122号	江府町介護老人保健施設あやめに係る指定管理者の指定について
	日程第14	議案第 123号	鳥取県町村総合事務組合規約を変更する協議について
	日程第15	議案第 124号	鳥取県西部広域行政管理組合規約を変更する協議について
	日程第16	議案第 125号	日野町江府町日南町衛生施設組合規約を変更する協議について
	日程第17	議案第 126号	令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算(第8号)
	日程第18	議案第 127号	令和2年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計(施設勘定)補

日程第20 議案第 129号 令和 2 年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計(サービス事業

日程第19 議案第 128号 令和 2 年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計(保険事業

正予算(第3号)

勘定)補正予算(第3号)

勘定)補正予算(第2号)

日程第21 議案第 130号 令和 2 年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予 算(第1号)

日程第22 議案第 131号 令和 2 年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計補正予算(第 2号)

日程第23 陳情書の処理について

出席議員(10名)

 1番 森 田 哲 也
 2番 川 端 登志
 3番 阿 部 朝 親

 4番 上 原 二 郎
 5番 空 場
 語
 6番 三 好 晋 也

7番 三 輪 英 男 8番 川 上 富 夫 9番 長 岡 邦 一

10番 川 端 雄 勇

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 ------ 松 井 英 樹

説明のため出席した者の職氏名

町長 一一一一一 白 石 祐 治 教育長 一一一一 富 田 敦 司

農林産業課長 ------ 末 次 義 晃 建設課長 ---- 小 林 健 治

企画財政担当課長 --------- 松 原 順 二 会計管理者 -------------------------- 藤 原 靖

午前10時00分開会

○議長(上原 二郎君) おはようございます。本日の欠席通告はございません。全員出席であり

ます。

これより、令和2年第10回江府町議会12月定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、今期定例会に出席を求めた者は、お手元に配付した報告書のとおりであります。

なお、日程に先立ち、傍聴の方にお願いいたしますが、傍聴規則に従い傍聴いただきますよう お願いいたします。

直ちに議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(上原 二郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、1番 森田哲也議員、 2番 川端登志一議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(上原 二郎君) 日程第 2 、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より12月14日までの7日間といたしたいと 思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上原 二郎君) 御異議なしと認めます。よって、会期は、7日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長(上原 二郎君) 日程第3、諸般の報告を行います。初めに、議長報告を行います。

9月議会以降の議会活動報告は、印刷をして、お手元に配付のとおりであり、説明を省略しご覧いただくことでご了承願います。

監査委員から各月の例月出納検査の結果報告書が、議長の手元に提出されております。詳細については、事務局の方でご覧願います。

続いて、町長報告を行います。

町長からの報告事項がありましたら、この際報告をしていただきます。

〇町長(白石 祐治君) 議長。

- 〇議長(上原 二郎君) 白石町長。
- ○町長(白石 祐治君) 行政報告をさせていただきたいと思います。資料をご覧いただければ、 大体書いてあるんですが、その中からいくつかご説明をさせていただきたいと思います。

1ページ目をお願いいたします。中ほどに、PPP(官民連携)研修会の開催ということが書いてございます。PPP、パブリック・プライベート・パートナーシップということで、官民連携だそうでございますけれども、この手法につきまして、株式会社ローカルファースト研究所の代表で東洋大学の客員教授でもあります、関幸子さんに来ていただきまして研修会を行いました。職員対象のもの、そして商工会の会員さん対象のもの、これ以外に書いてありませんが、11月9日にPPP連携手法を学ぶセミナーということで、県に主催していただきまして、そこで説明をさせていただきました。そこには、県西部の設計、建築、金融などの関係者が70名程度ご参加されまして江府町からは佐川の土地の案件を説明させていただいたんですが、アンケート結果によりますと大体10業者がご関心を持たれたということでございます。これはまた今後色々と接触をさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、飛びまして、5ページをお願いいたします。中程のほうに、献穀米の県庁引渡しというのがあります。今年献穀田ということで森田照男さんのご夫妻に奉仕者としてお願いをしていたんですけども、残念ながらコロナの関係で宮内庁のほうには行けなかったということであります。それでもって県庁のほうに役場で引渡しということになったんですが、1月に知事公邸で表彰を受けるということでございます。そして、1番下のところでございます。共生の里事業です。こちらには、御机そばくわいや一会、そば打ちをしてそれを試食する会のことが書いてありますが、実はこの共生の里事業、平成28年度から令和2年度この5年間の事業でありまして、改めてご説明するまでもないとは思いますが、遊休農地の再生、保全管理、それと再生した農地での作付けをして収穫作業をする。そして自治体と協働して収穫した農産物をブランド化するといったような目的がございます。5年間経ったわけなんですけれども、そこで、この5年間で商品化というものにこぎつけられたところでございます。奥大山御机そばということで、十割そばが商品化されました。サントリーさんのお力によるところがかなりあるんですけど、やはり地元が一生懸命作られたそばでございます。そういう商品もですし、これを米子のラーメン店で出すということも行われます。この発表が12月16日に米子市の公会堂のほうで行われるということでございますので、また詳しい話は後程ということでございます。

飛んでいただきまして、9ページでございます。一番下のところに、町人権・同和教育研究集 会兼江府中PTA人権講演会開催とあります。本年度はコロナの関係でこれも会場を2か所に分 けて行いました。全日本ろうあ連盟さんの創立 6 0 周年記念映画ということで、「ゆずり葉」という映画を鑑賞したんですけれども、とてもいい映画でございました。実はそれに先立って 1 1 月 8 日に米子市文化ホールのほうで「咲む」これは、同じ全日本ろうあ連盟さんの 7 0 周年記念映画でございますけれども、こちらの上映会もございまして、今の役場が映画の中にしっかり映っておりました。エキストラで町民の方も出ておられました。今年 6 0 周年記念映画を人権のほうの研修で使わせていただいたんですけど、出来れば 7 0 周年のこの江府町役場が映った映画を来年度その研修会に使って、町民の方にたくさん見ていただけるようなことが出来ないだろうかということを今検討しているところでございます。私からは以上でございます。

○議長(上原 二郎君) 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第113号 から 日程第16 議案第125号

〇議長(上原 二郎君) 日程第4、議案第113号、江府町議会議員及び江府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてから、日程第16、議案第125号、日野町江府町日南町衛生施設組合規約を変更する協議についてまで、以上13議案を一括議題とします。町長から提案理由の説明を求めます。

- 〇町長(白石 祐治君) 議長。
- ○議長(上原 二郎君) 白石町長。
- ○町長(白石 祐治君) ただ今ご上程いただきました議案についてご説明いたします。

まず、議案第113号でございます。江府町議会議員及び江府町長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の制定についてでございます。本案は、公職選挙法の一部改正に伴い、町 の選挙における立候補に係る環境改善のため、江府町議会議員及び江府町長の選挙における選挙 運動の公費負担に関する条例を制定するものでございます。地方自治法第96条第1項第1号の 規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

続きまして、議案第114号でございます。町道路線の認定についてでございます。本案は、 新庁舎の敷地内に設けた道路を新たに町道とするため、道路法第8条第2項の規定により、議会 の議決を得たく提案いたすものでございます。

続きまして、議案第115号でございます。江府町営バスの管理及び運行に関する条例の全部 改正についてでございます。本案は、新庁舎移転に伴い、営業所、路線が変更となること、また 令和3年度から町営タクシーを含む公共交通の再編に併せ、条例を全部改正するものでございま す。 続きまして、議案第116号でございます。江府町役場の位置を定める条例の一部改正についてでございます。本案は、新庁舎建設による庁舎移転に伴い、所在地を変更するために江府町役場の位置を定める条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第117号でございます。江府町公告式条例の一部改正についてでございます。本案は、新庁舎建設による庁舎移転に伴い、掲示場の所在地を変更するために江府町公告式 条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第118号でございます。江府町公共建物一時使用条例を廃止する条例の制定についてでございます。本案は、新庁舎建設による庁舎移転に伴い、現庁舎に併設の施設等の使用が困難となるため、江府町公共建物一時使用条例を廃止する条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第119号でございます。公職選挙法による選挙運動のためにする公立学校等の使用による個人演説会開催のために必要な施設の公営に関する条例を廃止する条例の制定についてでございます。本案は、個人演説会開催のために必要な施設に関する事項は、公職選挙法及び江府町個人演説会開催手続き規則等に定めてあるため、同条例を廃止する条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第120号でございます。江府町公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、江府町公民館の新庁舎への移転に伴い、江府町公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正を行うものでございます。以上、議案第115号から120号の6議案につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

続きまして、議案第121号でございます。江府町瓜菜沢看視舎に係る指定管理者の指定についてでございます。本案は、瓜菜沢牧場に設置してあります放牧牛の看視舎の指定管理について瓜菜沢放牧場管理組合を指定管理者として指定するものでございます。

続きまして、議案第122号でございます。江府町介護老人保健施設あやめに係る指定管理者の指定についてでございます。本案は、介護老人保健施設あやめの指定管理について社会福祉法人尚仁福祉会を指定管理者として指定するものでございます。以上、議案第121号及び122号につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を得たく提案いたすものでございます。

続きまして、議案第123号でございます。鳥取県町村総合事務組合規約を変更する協議についてでございます。本案は、町村で行っておりました消防団員に対する退職報償金及び賞じゅつ

金の支給事務について、鳥取県町村総合事務組合において取り扱えるようにするため、鳥取県町村総合事務組合規約を変更することについて協議を行うものでございます。地方自治法第286 条第1項の規定により、同組合規約を変更することについて議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

続きまして、議案第124号でございます。鳥取県西部広域行政管理組合規約を変更する協議についてでございます。本案は、不燃物処理施設の設置及び管理運営について、境港市を含めた 共同事務処理とするため組合の規約を変更するものでございます。

続きまして、議案第125号でございます。日野町江府町日南町衛生施設組合規約を変更する協議についてでございます。本案は、日野町江府町日南町衛生施設組合の事務所を江府町役場内と定めていますが、江府町役場の移転に伴い、事務所の位置を変更いたしたく規約の一部を改正することについて協議を行うものでございます。以上、議案第124号及び125号につきましては、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。以上でございます。

○議長(上原 二郎君) 日程に従い、議案第113号から議案第125号まで、順次、所管課長より議案の詳細説明を求めます。

それでは、議案第113号は池田課長。

○総務総括課長(池田 健一君) 失礼いたします。議案第113号についてご説明を申し上げます。資料のほう、まず、本会議資料のほうの1ページのほうをご覧ください。本案につきましては、公職選挙法の改正で選挙におきましても条例の定めるところによりまして選挙経費の一部等無料にすることが出来るということになりました。それに伴いまして、条例を制定するものでございます。選挙公営の対象、公費の対象でございますが、(1)といたしまして、選挙用自動車で①といたしまして、選挙用自動車の借り上げですけども、括弧書きで一般運送契約としておりますが、一般運送契約以外の以外が抜けておりますので申し訳ございません。そのように訂正をお願いいたします。選挙運動に使用する自動車、運転手、燃料費をそれぞれ別個に契約する場合でございます。連ですと一日当たり上限が15,800円。運転手だと12,500円。燃料費一日7,560円、併せて5日間で運動期間中179,300円が上限ということになります。一日当たりが35,860円でございます。②ですけども、自動車借り上げ、ハイヤー契約の場合ですけども、これにつきましては、選挙運動に使用する自動車、運転手、燃料費等一括して契約する場合でございます。これにつきましては、一日当たり64,500円と明記しておりますが、これは公職選挙法に定められます国政選挙等の上限額というふうになっております。それを35.

860円ということで提案させていただいております。これが5日間で179,300円。対象 経費といたしましては、上の①②どちらのほうを使用されても選択されても上限額は179,3 00円ということで設定をさせていただくものでございます。次(2)ポスター作成費でございます。 計算のルールが下記の通り示しておりますけども、525.6円、一枚当たりの単価。これは公 職選挙法で定められておりますが、それを江府町の看板設置数、現在57か所あります。それに 4万円加算ということで通しておりますけども、これにつきましては、本町の過去のポスター作 成費の実績ですとか、他町の状況を参考にしながら4万円ということで加算をさせていただいて おります。それを分母57か所で割りますと、一枚当たり1、228円という単価が出ます。そ れを57か所の設置箇所にかけ合わせますと、69.996円。約7万円の経費がポスター作成 費の公費の対象ということでございます。(3)ビラ作成費でございます。公職選挙法でこれにつき ましては、定める上限、町会議員ですと1,600枚ということでありますので、単価7.51 円を掛けますと12, 016円が上限ということになります。(1)(2)(3)を先ほど言いました自動車、 ポスター、ビラ全部足しますと一人当たり約261,000円ということになります。261, 0 0 0 円が上限で支給されると、公費の対象ということになります。下のほうにありますけども、 それを町全体で見ますと、例えば、立候補者11名。現在定数が10ですので、それを予定した 場合、合計が約287万4,000円の経費が見込まれるというふうなことになっております。 裏面のほう、2ページ目のほうをご覧ください。これにつきましては、実際選挙運動で使われて 公費負担をした場合も摘要の範囲、条件等でございます。①のほうで、自動車借入契約の場合、 一般的によくあるパターンをQ&A方式で明記しておりますけども、候補者の所有あるいは家族、 同一生計が所有する車を使用する場合、公費負担の対象となりますかということですけども、候 補者の所有する車である場合、公費負担の対象とはなりません。同一生計者所有の車を借りる場 合、上記の使用するものでなくというのは、選挙の中心となる人でなく、かつ自動車の貸し出し を生業、それを仕事としておられる方、行われている場合のみが公費の対象ということでござい ます。②に関しましては、運転手は家族の場合。③については公費対象の経費の支払いについて。 ④についてはビラの作成費の折り込み経費などは対象になるというふうなことをQ&Aで示して おりますので、これについては後程確認ご覧いただきたいというふうに思います。次は、条文の ほう、議案のほうを見ていただきたいんですけども、(「114号」と発言する者あり)113 号の議案のほうを一枚はぐって条例文を今説明しました内容、条例にうたったものでございます。 まず、第1条で趣旨。これは先程も申しましたけども、公職選挙法によりまして、選挙運動公費 負担については、条例で定めることによりまして無料あるいは負担を軽減することが出来るとい

うような趣旨でございます。 2 条が定義ということで、選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ、選 挙運動用ポスター、対象となる経費が提示されております。第3条です、選挙運動用自動車の使 用の公費負担ということで、これの先程説明しました第2項のほうで右側を見ていただきたいん ですけども、候補者一人につき35,860円。ここに明記してあるのはハイヤー契約の場合で すけども、これが上限ですよという、それに日数を掛け合わせた金額が対象となりますというよ うな内容です。第4条でございます。選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出ということで、 支払いは契約締結が条件である。契約締結をしていただかないといけないということでございま す。次、第5条でございます。選挙運動用自動車の使用の公費の支払いということで、支払いに つきましては、直接事業者の請求により町のほうが支払うというようなことになります。はぐっ ていただきまして(1)です。当該契約は一般運送契約以外の契約である場合ということで、これは 個々の契約、車、燃料、あるいは運転手を個々で契約する場合の規定でございます。(1)のアとい たしましては、当該契約が選挙運動用自動車の借り入れ契約である場合ということで、先ほども 申しましたけども、下のほうの括弧書きの所に上限額が15,800円と明記しております。イ につきましては、当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合ということ で、イの4行目、7,560円ということで上限額を示しているところでございます。ウにつき ましては、当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合ということで、 下のほう括弧書きで当該報酬の上限を12,500円いうようなことで示させていただいている ところでございます。第6条につきましては、選挙運動用自動車の使用の契約の指定ということ で、これにつきましては、両方タクシー方式、個々の自動車との借入契約、両方は使うことは出 来ませんよというようなことが明記してあります。第7条では、選挙運動用のビラの作成の公費 負担ということで、第2項のほうに費用の負担の限度額、一人候補者につき7円51銭当該選挙 運動用ビラの作成枚数ということで公職選挙法では1,600枚が町のほうは上限ですので、そ のことがここに明記してあります。はぐっていただきまして3ページでございます。第8条につ きましては、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届け出、契約が必要だということでございます。 第9条につきましては、選挙運動用のビラの作成の公費の支払い。第10条につきましては、選 挙用ポスター作成の公費負担、ここでポスターの作成経費の負担を明記しております。飛びます けども第12条でございます。12条3行目括弧の所から、当該作成単価が525円6銭に当該 選挙ポスター掲示場の数を乗じて得た額に4万円を加えた額を当該選挙ポスター掲示場数で除し た金額。これがポスター公費の支払いの対象となるということでございます。はぐっていただき まして、4ページになりますけども、上から5行目、当該ポスターの作成業者からの請求に基づ

き、当該ポスター作成業者に支払うと、町が直接ポスター作成業者に支払うというようなものでございます。附則としまして、施行の日は、この条例の公布の日から施行するということですけども、摘要につきましては、この条例は、この条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるということでございます。告示、施行した以後に告示された選挙から適用するというようなことになっております。駆け足ですけども113号につきましては、以上でございます。

- ○議長(上原 二郎君) 続いて、114号の説明をお願いします。 小林課長。
- ○建設課長(小林 健治君) 失礼いたします。議案第114号。町道路線の認定についてご説明を申し上げます。議案綴りのほうをご覧ください。本案は、新庁舎の布設替え道路の工事の完了に伴いまして、新たに町道役場線として提案いたすものでございます。1枚おはぐり下さい。番号が105、新規路線でございます。路線名が役場線。終点は同じでございます。大字江尾字小原1717番地1地先。重要な経過地は江府町役場でございます。1枚おはぐり下さい。町道の位置図でございますが、もう1枚おはぐり下さい。位置図をご覧ください。右端が国道の181号でございます。国道181号の右折レーンにつきましては、新庁舎の町道新設の交差点として整備されたわけでございますが、そして新たな町道といたしまして、国道181号から新庁舎を経過する一車線で一方通行の延長が178メーターの路線でございます。説明は以上です。
- ○議長(上原 二郎君) それでは、続いて議案第115号。川上課長。
- ○住民課長(川上 良文君) 議案第115号、江府町営バスの管理及び運行に関する条例の全部 改正についてご説明を申し上げます。まず、本議会用資料3ページをご覧ください。1、概要と いたしまして、町営交通バス営業所の移転や役場新庁舎の移転に伴い、1月から大幅に路線ダイヤ改正を行うため、条例を改正いたすものでございます。2といたしまして、令和3年度から実施の町営タクシーを含めた内容とし、条例名も江府町営バスから江府町営交通の管理及び運行に 関する条例に改正するものでございます。2の詳細の(イ)でございますが、路線から区域へということでバス路線を、(「アが抜けた」と発言する者あり)(ア)から言います。町営バスから町営交通へということでタクシーを含めて町営交通とするということで、こちらのほうは、運輸支局のほうへ届け出をした明許となっております。(イ)でございます。路線から区域へということでバス路線を指定していた路線運行から江府町区域を指定する区域運行へ変更するもので

ございます。タクシーを含めますので、区域運行へと変更をするものでございます。(ウ)といたしまして、利用料金や乗車券の種類詳細等につきましては、規則のほうで設置するように変更するものでございます。続きまして、議案書第115号をお開きください。条文についてご説明を申し上げます。主なものをご説明いたします。第1条は、自家用有償旅客運送制度による江府町営交通を設置するとしております。第2条は、種類として町営バス、町営タクシーを運行すると定めております。第3条は、運行管理は町が行うとしております。第4条は、運行区域は江府町とする。但し、町営タクシーは、町外であっても別に定める地域に乗り入れることが出来ると規定しております。第5条は、利用料金を定めております。飛んで第7条は、天災などやむを得ない事由により運行上支障がある場合は、運行の制限、変更、中止することが出来るとしております。第9条は、町営交通の運行に関した町の責任について規定をしております。第10条は、利用者の損害賠償義務。第11条は、利用者への罰則を定めておるものでございます。附則といたしまして、この条例は令和3年1月12日から施行する。但し、町営タクシーに関する事項については、令和3年4月1日から施行するとしております。説明は以上です。

- ○議長(上原 二郎君) 議案第116号。池田課長。
- ○総務総括課長(池田 健一君) 議案書のほうをご覧ください。1枚おはぐり下さい。江府町役場の位置を定める条例ということで、庁舎移転に伴いまして、改正前475番地を1717番地1とするものでございます。以上でございます。
- ○議長(上原 二郎君) 続いて、第117号。池田課長。
- ○総務総括課長(池田 健一君) 続きまして、117号でございます。1枚おはぐり下さい。これも同様でございます。江府町公告式条例を改正するもので、掲示用の所在地を現在の475番となっておりますが、番地が正しいと思いますので、現在の条例では番と、地が抜けております。新しく1717番地1とするものでございます。以上でございます。
- ○議長(上原 二郎君) 続いて第118号。池田課長。
- ○総務総括課長(池田 健一君) 議案書を1枚おはぐり下さい。資料のほうは申し訳ありません、 4ページのほうでございます。資料4ページのほうには、現在の条例を添付させていただいてお ります。現在、公共建物の使用に関する事項につきましては、基本的にそれぞれ施設の管理条例、 管理規則等で定められております。また、本条例につきましては、現在のこの条例ですけども、

料金設定等現庁舎に隣接します付属のいわゆる南庁舎と呼んでおりますけど、南庁舎が対象となっております。その施設につきましては、老朽化、庁舎移転に伴いまして、使用は困難ということで廃止するということでございます。そういうことに伴いまして、この公共建物の一時使用条例を廃止するということでございます。

- ○議長(上原 二郎君) そうしますと続いて第119号。
 池田課長。
- ○総務総括課長(池田 健一君) 本条例については、資料のほうは5ページのほうをご覧ください。現在の条例でございます。5ページでございます。これにつきましては、個人演説会に使用します施設に関しまして必要事項が定めてあります。施設名及び費用等が6ページ目の裏面のほうに明記されております。公共施設の個人演説会につきましては、公職選挙法あるいは、公職選挙法施行令、町の条例、町の規則で江府町個人演説会開催手続き規則、また、その会場となります学校、公民館、施設等につきましては、それぞれ管理条例で使用が定められております。この条例、法律等々重複しておりますので、その辺り廃止するものでございます。6ページの別表2のほうにつきましては、現在、使用が不可能な小学校等、統廃合の対象となった施設等も載っておりますので、そういったこともありまして、この度条例を廃止するものでございます。以上でございます。
- ○議長(上原 二郎君) 続いて、第120号。加藤課長。
- ○教育課長(加藤 邦樹君) 失礼いたします。議案綴りをご覧ください。議案第120号でございます。1枚おはぐり下さい。庁舎移転に伴って、江府町公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例でございます。現在、公民館の位置というのが、日輪閣になっておりますので、そちらの位置を新庁舎のほうに移転するものでございます。条例の第2条、江府町大字江尾505番地を江府町大字江尾1717番地1に改めるものでございます。また、別表の内容につきまして、室名を湧雲から多目的1、2、3と改めまして、それぞれの部屋と部屋の組み合わせによる使用料について新しく定めるものでございます。それぞれの料金につきましては、表からお読みいただけたらと思います。それから、基本料金につきましては、許可使用時間をこれまでの4時間から2時間までの額といたしまして、追加料金は1時間当たりの額とするということでございます。以上です。
- ○議長(上原 二郎君) 続いて、第121号。末次課長。

- 〇農林産業課長(末次 義晃君) 議案綴りのほうでご説明をさせていただきたいと思います。江 府町瓜菜沢看視舎に係る指定管理者の指定についてご説明いたします。1枚おはぐりください。 本案につきましては、現在の指定期間が令和3年1月31日で満了することに伴うものでございます。指定管理者となる団体の名称は、瓜菜沢放牧場管理組合 組合長 加藤愛敬様です。指定期間は、令和3年2月1日から令和8年1月31日の5年間です。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。
- ○議長(上原 二郎君) それでは、議案第122号。生田課長。
- ○福祉保健課長(生田 志保君) 失礼します。議案綴りで議案第122号についてご説明を申し上げます。2ページ目をご覧ください。江府町介護老人保健施設あやめに係る指定管理者の指定について。江府町介護老人保健施設あやめの指定管理者を次のように指定する。1番、施設の名称 江府町介護老人保健施設あやめ。所在地 鳥取県日野郡江府町大字武庫475番地。指定管理者となる団体の名称 社会福祉法人 尚仁福祉会 理事長 祇園崇広。指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。説明は以上です。
- ○議長(上原 二郎君) 続いて、議案第123号。 池田課長。
- ○総務総括課長(池田 健一君) 議案綴りのほうをご覧ください。1枚おはぐり下さい。本案は、 鳥取県町村総合事務組合で、共同処理をする事務を新たに加えるために規約を変更するものでご ざいます。別表第2第3条関係でございますけども、第3号に消防組織法第25条の規定に基づ く非常勤消防団員に対する退職報償金の支給事務、第4号に消防団員に対する賞じゅつ金の支給 事務、これをこの2つを追加するものでございます。賞じゅつ金と言いますのは、公務で負傷あ るいは死亡した際に支払われる見舞金等というふうになっております。以上でございます。
- ○議長(上原 二郎君) 続いて、議案第124号。 川上課長。
- ○住民課長(川上 良文君) 議案第124号、鳥取県西部広域行政管理組合規約を変更する協議について、本会議資料7ページをご覧ください。こちらのほうに、改正の理由書を付けております。簡単に説明させていただきますと、不燃物処理施設の設置及び管理運営について、組合規約第3条において、境港市を除く組合を組織する市町村の共同処理事務としておるところを、令和2年10月末をもって、全ての構成市町村が広域処理に参画するというふうに意思決定をされたため、不燃物処理施設の設置及び管理運営について、今後、境港市を含めた共同処理事務とする

ために組合の規約を変更する必要が出たため変更を行うものでございます。改正の内容でございます。第3条関係で、不燃物処理施設の設置及び管理運営について境港市が設置するリサイクルプラザ建設事業に係る不燃物中間処理施設を除くというものを削除して、境港市を含めた共同処理事務とするように改正をするものでございます。説明は以上です。

- ○議長(上原 二郎君) 続いて、第125号。小林課長。
- ○建設課長(小林 健治君) 議案125号の説明をいたします。議案綴りをご覧ください。1枚おはぐりください。本案は、日野町江府町日南町衛生施設組合の事務所を江府町役場内と定めていますが、令和3年1月12日から江府町役場が移転するに対しまして、事務所の位置を1717番地1に改めるものでございます。附則といたしまして、この規約は、令和3年1月12日から施行するというものでございます。説明は以上です。
- ○議長(上原 二郎君) 以上、詳細説明が終了いたしました。これから議案ごとに質疑を行います。質疑は1議案ごとに処理進行いたします。

日程第4、議案第113号、江府町議会議員及び江府町長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の制定について。

議案第113号の質疑を行います。

2番、川端登志一議員。

- ○議員(2番 川端登志一君) 失礼いたします。この法案で助成金を申請するときに、それぞれ の業者と契約書が必要だということになっておりますが、その契約の日付というのは、いつのことが確認のために質問をいたします。選挙運動ということで、その選挙運動に必要な契約をする ということは、選挙運動に当たるのではないかというふうに思いますので、そこら辺りをお聞か せ願えればと思います。
- ○議長(上原 二郎君) 池田課長。
- ○総務総括課長(池田 健一君) その具体的な手続き等については、また改めて、すみません現在のところはまだ詳しいその辺りの所整理できておりませんので、また、改めてお示ししたいと思います。
- ○議員(2番 川端登志一君) 了解しました。
- ○議長(上原 二郎君) 法律だけ作って、詳細はこれからどうも決まるみたいですので。
 - 113号、他に質疑は。
 - 8番、川上議員。

- ○議員(8番 川上 富夫君) 詳細は別にということでしたけども、一つだけ聞かせてください。 1番の車の契約ですけど、例えば、立候補者の車を所有者がした場合については当然これには当 てはまらないかもしれませんけども、仮に家族の中の車を利用した場合については、これは契約 をして、同一という格好で見ないけんのかどうか。ていう契約ならわかれて使うなんかしたらど うなのか。聞くだけで詳細は聞いて見られたらいいかもしれんが。
- 〇議長(上原 二郎君) 池田課長。
- ○総務総括課長(池田 健一君) 先ほど説明はしておりませんけど、資料のほうの2ページのほうの上のほうに2行目ですかね。選挙で使用するものと使用されるものは、必ず分かれるものであって総括主宰者、地域主宰者、出納責任者等、選挙運動の枢機参画、中心となって選挙に参画するものは、使用するものであって使用されるものでないので、公費負担の対象とならないということで、選挙の中心となって活動される方の車等に係る経費については公費の対象とはならないという考え、曖昧な書き方なんですけども、書籍といいますか、そういったものから抜粋した形なんですけども、曖昧なところがあるんですけども考え方はそういうことでございます。①のほうにその自動車借り入れの契約の場合、読ませていただきます。候補者の所有、あるいは家族同一生計が所有する車を使用する場合、公費の対象となりますかということなんですけども、候補者の所有である場合、公費負担の対象とはならない。同一生計者所有の車を借りる場合、上記の使用するものでなく、選挙の中心となるものでなく、かつ、自動車の貸し出しを生業として行っている場合のみ公費負担の対象とするということですので、それを仕事としておられる場合とかには対象とするというようなそういう書き方になっております。具体的にはまたのちと言いますか、今の段階で詳しく説明する準備が出来ておりませんのでそういうふうにご理解いただきたいと思います。
- ○議長(上原 二郎君) 今のところは、レンタル業者とかそういうとこしか対象にならないという解釈です。もっと詰まるとまた分かりませんので、今のところはということにしておきたいと。 その他、質疑はありますか、113号。よろしいでしょうか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

- ○議長(上原 二郎君) そうしますと、第114号の質疑に入ります。
 - 114号の質疑はありませんか。
 - 3番、阿部議員。
- ○議員(3番 阿部 朝親君) 町道認定はよろしいですけども、現状見た限り門扉が道路上に設置はされておりませんが、あれだけ広かったら夜間どういうふうな人が入って、あの道を道路と

いうか駐車場広いですので一体化しておりますので、暴走族とかそういうふうなものが中に入って行って何かするような状況が考えられます。工事の関係者にもちらっと話を聞いたですけど、 工事中にも何かそういうふうな人が入ってきて問題までは起こってなかったようですけども、そういうふうな人が入ってきたというふうな話を聞いております。そこら辺の対応は、施設的にはどんなでしょうか。

- 〇町長(白石 祐治君) 議長。
- ○議長(上原 二郎君) 町長。
- ○町長(白石 祐治君) それは質疑になるんでしょうか。議案の質疑に関係あるんでしょうか。
- ○議長(上原 二郎君) 114、認定…。
- 〇町長(白石 祐治君) 道路認定をするという議案の質疑になるんでしょうか。
- ○議長(上原 二郎君) まあ、あの…。
- ○議員(3番 阿部 朝親君) 分かりました、いいです。
- ○議長(上原 二郎君) あくまでも議案であって、施設についてはまた別途ということで。提案は分かりましたので。

他に114号の質疑はありませんか。よろしいですね。

それでは続いて、日程第6、議案第115号、江府町営バスの管理及び運行に関する条例の全部改正について。

議案第115号の質疑を行います。よろしいですか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(上原 二郎君) ないので質疑を終結します。

続きまして、日程第7、議案第116号、江府町役場の位置を定める条例の一部改正について。 議案第116号の質疑を行います。ありませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(上原 二郎君) ないので質疑を終結します。

続きまして、日程第8、議案第117号、江府町公告式条例の一部改正について。

議案第117号の質疑を行います。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(上原 二郎君) ないので質疑を終結します。

続きまして、日程第9、議案第118号、江府町公共建物一時使用条例を廃止する条例の制定 について。 議案第118号の質疑を行います。ありませんか。

8番、川上議員。

- ○議員(8番 川上 富夫君) 確認ですが、これは、南庁舎のみについての改正というふうに理解すればいいですね。
- 〇議長(上原 二郎君) 池田課長。
- ○総務総括課長(池田 健一君) 対象は、南庁舎の料金表だけありますけど、書き方としては全般的な書き方はしてあるんですけども、それ以外の施設につきましては、第2規則等で別の公共施設等の一時使用あるいは普通財産の一時使用等を定めてありますので、そちらのほうで対応すると。この場合、今回の施設のほうの料金設定が南庁舎だけということで明記してありましたので、それが対象として説明をさせていただいたところでございます。
- 〇議員(8番 川上 富夫君) 分かりました。南庁舎ということで了解です。
- ○議長(上原 二郎君) 他にありますか。よろしいでしょうか。

ないので質疑を終結します。

続きまして、日程第10、議案第119号、公職選挙法による選挙運動のためにする公立学校 等の使用による個人演説会開催のために必要な施設の公営に関する条例を廃止する条例の制定に ついて。

議案第119号の質疑を行います。よろしいでしょうか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(上原 二郎君) ないので質疑を終結します。

続きまして、日程第11、議案第120号、江府町公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について。

議案第120号の質疑を行います。よろしいでしょうか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(上原 二郎君) ないので質疑を終結します。

続きまして、日程第12、議案第121号、江府町瓜菜沢看視舎に係る指定管理者の指定について。

議案第121号の質疑を行います。

8番、川上議員。

○議員(8番 川上 富夫君) この管理者については、今、牛を飼っておられて大変に利用されるのは凄くいいというふうに思っております。関連ですけども、これに併せて先程の町長のこれ

とは関係ないって言われるかも知らんけども、実際に町で和牛の肥育等含めた活用状況というふうなものはどれくらいなのか、ちょっと教えて欲しいと思う。併せて、それが仮に瓜菜沢を放牧場としてもっと活用できる方法をまた関係課で検討してもらえる一つとして、特に加藤愛敬氏については、今までもかなりいい牛も生産されておりますので、大変評価しますけども、それに併せた和牛の振興についての取り組みはどういうふうにされるかということをもし分かれば教えてほしい。

- 〇議長(上原 二郎君) 末次課長。
- 〇農林産業課長(末次 義晃君) 令和2年度の話をさせていただければ、7月30日から11月2日の期間、瓜菜沢放牧場のほうを今年はさせていただいております。ご利用いただきました農家戸数につきましては、全体で6戸でございますけども、このうち町内の生産者の方は2名。残りの4名につきましては町外、伯耆町の生産者の方でございます。ご利用いただきました放牧頭数でございますけども全部で36頭。同じように町内、町外の内訳で言いますと町内の牛が4頭。町外の牛が32頭でございます。併せまして延べ頭数という観点で報告させていただきますと、全体で4,164頭になります。同じように町内、町外の振り分けでいきますと、町内が429頭。町外が3,735頭という状況でございます。ちなみに放牧一日当たりの利用料は250円という形になっております。以上です。
- ○議長(上原 二郎君) よろしいですか。8番、川上議員。
- ○議員(8番 川上 富夫君) 延べというのは、年間っていうか通じた一日当たりをずっとかけた日数というふうに、そういうことですか。
- 〇議長(上原 二郎君) 末次課長。
- ○農林産業課長(末次 義晃君) はい、その通りです。一頭の牛を例えば30日間預けられれば30頭という形でカウントさせていただきます。
- 〇議長(上原 二郎君) 川上議員。
- ○議員(8番 川上 富夫君) ぜひ振興が町外の方が多いですけども、出来るだけ放牧の利用を される方、または和牛の肥育に対しての取り組みについて日本一のやはり種牛が出来ている県で ございますので、ぜひとも振興をまた協議お願いしたいと思います。以上です。
- ○議長(上原 二郎君) 検討をよろしくお願いします。 その他、1番、森田議員。
- ○議員(1番 森田 哲也君) この指定管理については全く問題がないいうふうに思っておりま

すが、一点確認をさせていただきたいと思います。組合長の加藤愛敬さんは、現在、会計年度任 用職員として農林課のほうでお仕事をしていただいております。会計年度任用職員の募集があり ましたが、見てみますとその資格に地方公務員に準ずるような資格が書いてありました。やって はいけない、受けてはいけない人。その関連でいきますと、公務員の立場は、どの程度の立場の 人が指定管理を受けていいのか。他のところがあってもだめですよ、資格外になりますよという ような区別を教えていただきたいと思います。

- ○議長(上原 二郎君) これはどなたが。個人の何と言いますか、身分、公務員と指定管理者の 立場ということで(「そういうことです」と発言する者あり)その辺は大丈夫ですか。 池田課長。
- ○総務総括課長(池田 健一君) 後程確認させていただいて詳しく法律的なことを確認させていただいてまたご報告申し上げたいと思います。
- ○議長(上原 二郎君) 指定管理の…町長何かありますか。 町長。
- ○町長(白石 祐治君) ちょっと詳しい話は総務課長が調べてご報告をしますけども、結果がどうなるかというのが分からないんですが、江府町は人口が少なくなってきて、いろんな方がいろんな役職を兼ねてやられる場合があります。厳しく規制されるものであれば絶対駄目なんですけれども、ある程度グレーな場合であればなるたけ役につけるような形の方向にもっていきたいというふうには考えております。駄目ってはっきり明記してあれば駄目ですけども、そうでないものであれば限られた人数でやっておりますので、出来るだけ認める方向でもっていきたいと考えております。
- 〇議長(上原 二郎君) 1番、森田議員。
- ○議員(1番 森田 哲也君) いずれにしても、今、町長が言われるように言い方悪いですけど グレー部分はオッケーとしたい。ただこれから先、指定管理という制度はまだまだ続くと思います。いろんな面で。そういったときにどういった人なら駄目ですよということを逆に教えていた だきたいということです。よろしくお願いします。
- ○議長(上原 二郎君) 今、どうも調べないといけないということなので、最終日14日に討論 採決をしますので、それまでに齟齬がないか確認して、もし齟齬があるようであればまたこれは 変更しないといけないと思います。よろしくお願いします。

2番、川端登志一議員。

〇議員(2番 川端登志一君) 確認させてください。これは施設名称として瓜菜沢看視舎という

ことになっておりますけども、これの指定管理の権限の及ぶところというのは、建物だけでございますか。

- ○議長(上原 二郎君) 末次課長。
- ○農林産業課長(末次 義晃君) 名称としましては、看視舎となっておりますが瓜菜沢放牧場と 全体というくくりになります。
- ○議長(上原 二郎君) よろしいですか。いいですか。
- ○議員(2番 川端登志一君) はい。
- ○議長(上原 二郎君) 121号、他に質疑ありますか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(上原 二郎君) ないようですので質疑を終結します。

続きまして、日程第13、議案第122号、江府町介護老人保健施設あやめに係る指定管理者 の指定について。

議案第122号の質疑を行います。よろしいでしょうか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(上原 二郎君) ないので質疑を終結します。

続きまして、日程第14、議案第123号、鳥取県町村総合事務組合規約を変更する協議について。

議案第123号の質疑を行います。よろしいでしょうか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(上原 二郎君) ないので質疑を終結します。

続きまして、日程第15、議案第124号、鳥取県西部広域行政管理組合規約を変更する協議 について。

議案第124号の質疑を行います。よろしいでしょうか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(上原 二郎君) ないので質疑を終結します。

日程第16、議案第125号、日野町江府町日南町衛生施設組合規約を変更する協議について。 議案第125号の質疑を行います。よろしいでしょうか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(上原 二郎君) ないので質疑を終結します。

日程第17 議案第126号 から 日程第22 議案第131号

○議長(上原 二郎君) 続きまして、日程第17、議案第126号、令和2年度鳥取県日野郡江 府町一般会計補正予算(第8号)から、日程第22、議案第131号、令和2年度鳥取県日野郡 江府町江尾財産区特別会計補正予算(第2号)まで以上、6議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

- 〇町長(白石 祐治君) 議長。
- 〇議長(上原 二郎君) 白石町長。
- 〇町長(白石 祐治君) ただ今、ご上程いただきました議案について説明をさせていただきます。 議案第126号でございます。令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算(第8号)で ございます。本案は、令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ5, 463万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億2,912万5,000円といたす ものでございます。

続きまして、議案第127号でございます。令和2年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計(施設勘定)補正予算(第3号)でございます。本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ458万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億6,661万2,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第128号でございます。令和2年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)でございます。本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ216万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億4,523万6,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第129号でございます。令和2年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)補正予算(第2号)でございます。本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ13万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を245万8,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第130号でございます。令和2年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算(第1号)でございます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額6,910万9,000円内で組み替えをいたすものでございます。

続きまして、議案第131号でございます。令和2年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計補正予算(第2号)でございます。本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ41万3,00円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ291万円といたすものでございます。議案第

126号から131号までの6議案は、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、議案の内容の詳細につきましては、主管課長より説明させます。ご審議ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(上原 二郎君) 以上、提案理由説明が終了いたしました。

日程に従い、議案第126号から議案第131号まで、順次、各所管課長より議案の詳細説明 を求めます。

126号、松原課長。

○企画財政担当課長(松原 順二君) 失礼いたします。そうしますと議案第126号の議案綴り と本会議資料の8ページ目から26ページ目までが一般会計補正予算の説明資料となりますので、 併せてご覧いただければと思います。議案第126号、令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計 補正予算(第8号)についてご説明をさせていただきます。この補正につきましては、歳入歳出 予算の総額をそれぞれ5,463万円追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億2, 9 1 2 万 5 , 0 0 0 円とするものでございます。まず、おはぐりいただきまして、2 ページ目を 先にご覧いただければと思います。本会議資料の8ページ目と議案綴りのほうを1枚おはぐりい ただきまして、先に2ページ目です。歳出のほうから先に説明させていただければと思います。 歳出の主なものを説明させていただきます。議案綴りの款、項から説明させていただきます。款 5.項5.議会費155万3,000円の減額は、旅費や人件費の減額に伴うものでございます。 次に、款10.総務費、項5.総務管理費981万3,000円の増額は、ふるさと納税推進事 業1.500万円の増額でございます。こちらにつきましては、本会議資料の10ページ目をご 覧いただければと思います。こちらのほうに詳細、ふるさと納税の経費部分の増額に伴うもので す。ふるさと納税自体、納付が上がっておりまして、今回、歳入の補正を3,000万に増やし ておりますので、その経費部分、半分1,500万の増額をするものでございます。それから新 庁舎建設事業費、県防災行政無線アンテナ・震度計移設工事等、減額となりまして200万円の 減額や人件費の減額に伴うものがこの総務管理費の減額でございます。それから、款10.徴税 費243万3,000円の増額は、町税過誤納還付金100万円の増額と人事異動に伴います人 件費の増額に伴うものでございます。こちらにつきましては、おはぐりいただきまして、本会議 資料の11ページ目に記載しております。次に、項15.戸籍住民基本台帳費18万8,000 円の増額は出生祝い金の増額に伴うものでございます。項20.選挙費396万2,000円の 減額は、町長選挙の減額に伴うものでございます。次に、款30. 監査委員費4,000円の増 額は旅費の増額に伴うものでございます。次に、款15.民生費、項5.社会福祉費1,078

万5,000円の増額は、国民健康保険特別会計施設勘定分への繰出金458万6,000円の 増額でございます。こちらにつきましては、本会議資料の12ページに記載しております。なお、 これは、後程、議案第127号で説明するものと関連しております。その他、障がい者福祉費、 更生医療費扶助といたしまして637万円の増額に伴うものが、こちらにつきましては、本会議 資料の13ページ目に記載しております。次に、項10.児童福祉費53万3,000円の増額 は、在宅育児扶助費の増額と人件費の減額が主なものでございます。こちらにつきましても、次 のページの14ページ目に明細を書いております。次に、項15.生活保護費810万5,00 0円の増額は、生活保護扶助費800万円の増額に伴うものでございます。こちらにつきまして も、本会議資料の15ページ目に記載しております。次に款20.衛生費、項5.保健衛生費1 6万7,000円の減額は、人件費の減額に伴うものでございます。同じく項10.清掃費2万 3,000円の減額は、所定の委託料等の増減に伴うものでございます。次に、款30.農林水 産業費、項5.農業費1,082万9,000円の増減は、御机木谷用水路改修工事1,000 万円の増額に伴うものでございます。こちらにつきましては、本会議資料の16ページをご覧い ただければと思います。こちらにつきましても、国県の予算の追加配分があったため今回計画路 線の残りのものも延長して400m全て完成が見込めましたので、この度施工しようというもの でございます。その他、広域農道維持管理に係る橋梁の長寿命化計画、個別施設計画作成委託料 の増額130万円としております。こちらにつきましては、17ページに記載しております。次 に、項10. 林業費234万円の増額は、有害鳥獣駆除事業、イノシシ捕獲奨励金104万円の 増額と、こちらは本会議資料18ページに記載しております。林道維持事業、林道に係る橋梁に 係る長寿命化、個別施設契約の作成委託料としまして130万円の増額。こちらにつきましては 19ページに記載しております。次に、款35. 商工費、項5. 商工費2,216万4,000 円の減額は観光施設管理事業費、木谷沢渓流遊歩道・アルミ橋工事請負費、請負工事をワーキン ググループ地元協議の上、今回は工事をしないということに方針が決まりましたので、予算を計 上しておりました1、862万4、000円を減額するものでございます。その他、地域商工対 策事業、新型コロナ対策としまして、新たに江府町新型コロナウイルス感染症対象事業費支援応 援金事業250万円の増額でございます。こちらにつきましては、資料は飛びまして26ページ のほうをご覧ください。そちらにつきましては、商工対策事業関係の新型コロナウイルスの事業 が入っておりますが、この中で実際に今まで何回かの補正で事業をしていきましたが、実際にど うしても増減がありまして、この度、実際に実績に合わせて、それぞれの5事業を増減させてい ただいております。その中で、この2番が新たに今回の補正で計上させていただくものでござい

ます。これは、従来から説明させていただいていましたとおり、国の持続化給付金の事業の50 %に達していない、国の対象にならない事業者の方をお救いするための制度でございまして、来 年江府町では5件程度という見込みがあるということで最低50万円掛ける5件、250万円を 計上させていただいているものでございます。次に、款40.土木費、項5.道路橋梁費2.6 85万2,000円の増額についてご説明させていただきます。こちらにつきましては、本会議 資料、すみません飛びまして、元に戻りまして20ページをご覧いただければと思います。道路 橋梁総務費242万3,000円の増額でございます。こちらにつきましては、小江尾2地区、 単県急傾斜事業の事業費変更に伴うものともう一つこれは21ページになりますけれども、道路 維持費、緊急対応しました工事請負費704万円の増額に伴うものでございます。その他、次の 22ページに記載しておりますが、除雪委託料、今回この冬かなり降雪が見込まれますので1, 500万円の増額をしております。その他、次の23ページ24ページ目をご覧いただきますと、 町道助沢線舗装補修工事増工部分が発生しておりますので、こちらにつきまして318万8,0 00円の増額をさせていただきます。次に、項10.住宅費28万7,000円の増額は、各町 営住宅の修繕委託料の増加に伴うものでございます。次に、款45.消防費、項5.消防費56 万9,000円の増額は、防火水槽関係の修繕に伴うものでございます。次に、款50.教育費、 項5.教育総務費109万3,000円の増額は、人件費なりその他、義務教育学校の校歌を選 定するための歌詞を作詞された方等への報償等ありまして計上させていただいています。次に、 項10.小学校費6万8,000円の増額は、人件費などの増額でございます。次に、項15. 中学校費43万7.000円の増額は、サーキュレーターの設置工事やエアコンの修繕などに伴 うものでございます。次に、項20.社会教育費110万1,000円の減額は人件費の減でご ざいます。次に、項25.保健体育費20万円の増額は、人件費や体育館の誘導灯の修理などの ためでございます。次に、款60.公債費、項5.公債費26万9,000円の増額は、元金利 子の償還金の調整でございます。次に、款65.諸支出金、項10.基金費3,000万円の増 額は、ふるさと納税の納入の増額見込みに伴うものでございます。ふるさと応援基金への積立金 でございます。補正前は、3,000万円の残でしたが、今年度6,000万円投入見込みとい うことでこのような補正をさせていただいております。これにつきましては、本会議資料の24 ページにも記載しております。この他、款90.予備費、項90.予備費2,220万5,00 0円の減額でございます。こちらにつきましては、予備費を今回の補正で上げているような状況 でございます。次に、1枚おはぐりいただきまして、4ページ目をご覧ください。第2表、債務 負担行為補正について説明させていただきます。江府町立学校給食センターの調理等業務委託料

といたしまして、令和3年度から令和5年度まで限度額5,060万9,000円を債務負担行 為として追加したく計上するものでございます。続きまして、5ページ目をご覧ください。第3 表地方債補正についてご説明させていただきます。上のほうから、緊急自然災害防止対策事業と しまして限度額210万円から440万円、230万円の増でございます。こちらは先程説明し ました単県急傾斜負担金の増に伴うものでございます。次に、過疎対策事業限度額2億6,90 0万円から2億7,220万円、320万円の増でございます。こちらも先程、歳出で説明しま した町道助沢線舗装補修工事費の増工分に伴うものでございます。次に、辺地対策事業限度額9, 860万円から8.000万円へ1.860万円の減でございます。こちらも先程説明しました 木谷沢渓流遊歩道工事の事業中止に伴うものでございます。その他、補正をされなかった額が6 億3,945万6,000円でございます。併せまして、地方債の限度額10億915万6,0 00円から9億9,605万6,000円、1,310万円の減とするものでございます。その 他、歳入につきましては、本会議綴りの1ページ目に記載しております。こちらの歳出に伴いま して、補正の歳入をそれぞれ補正していくものでございます。一つだけ追加して説明しますと、 歳入のほう財産収入、款80.財産収入、項10.財産売払収入29万4,000円の減として おります。こちらにつきましては、町営バスの売払いを今年度計画しておりましたが、来年度の ため減額したものでございます。以上により補正予算を編成いたしました。詳しくは、6ページ 目以降に歳入歳出補正予算事項別明細書を、32ページ以降に給与費明細書を添付しております ので、ご審議ご承認いただきますようお願いいたします。以上でございます。

- ○議長(上原 二郎君) 続きまして第127号。生田課長。
- ○福祉保健課長(生田 志保君) 4議案続けて説明させていただきます。
- ○議長(上原 二郎君) 127から130まで。
- ○福祉保健課長(生田 志保君) 失礼します。議案第127号から議案第130号までの4議案 を続けてご説明させていただきたいと思います。すみません、私のほうは自分が見やすいように と思いまして、資料を作っておりますので、本会議資料の27ページから30ページまでで説明 をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。まず27ページ、議案第127号、 国民健康保険特別会計(施設勘定)補正予算(第3号)の概要です。補正前の額2億6,202万6,000円。補正額458万6,000円。補正後の額2億6,661万2,000円です。まず、歳出のほうを説明させていただきます。総務費の施設管理費ですけれども、261万2,000円の増額です。こちらは、会計年度任用職員の給料等ということで若干修正がございまし

て総務のほうから指示がありましたので、それを計上しております。 2番目の一般管理費ですが、 需用費委託料等ということで感染症対策に係る掲示物等をかなり作っておりますので、そちらの 費用。それから歯科の派遣の委託ですが、回数が月 2 回になっておりましたものを従来昨年まで。 週1回来ていただけることになりましたので、その委託料を計上しております。 職員人件費 6 万 7,000円の減額は人事院勧告によるものです。施設整備費が組み替えをしておりますが、第 3診察室の改修の設計の委託料に請負差が出ましたのでこの委託料を減額いたしまして、備品購入費でコロナ対応関連、第3診察室のベッド・机等に充てたいということで15万4,000円 こちらのほうに入れ替えをしております。 医業費です。 医業費が医薬材料費、委託料医療用とする、それぞれ現時点での実績を鑑みまして、年度末の状況を見込んで、このように連携をしております。 地区診療所費、事業費ですけれども、組み替えをしております。電子カルテを安定した 環境で確認できるということを含めまして、安定した環境で使用するためにネットワークの委託 料を含んでおります。このため、Wi-Fi の使用料の役務費と組み替えで予算を組ませていただいております。

次に、28ページ、議案第128号、介護保険事業特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3 号)の概要です。補正前、6億4,307万1,000円。補正額216万5,000円。補正 後の額6億4,523万6,000円とさせていただいております。歳入ですけれども、国庫支 出金、国庫補助金の調整として216万5,000円もってきております。歳出です。いずれも 実績に基づいて修正するものがほとんどでございますが、まず、総務管理費の145万2,00 0円については、介護保険事業の制度改正に伴いまして、システム改修の委託料です。続いて保 険給付費です。先ほど申し上げましたように、いずれのサービスとも増減を見込みまして調整を しております。大きいところで言いますと施設介護サービスがやはり多めに見込んで当初予算を 計上しておりましたけれども、施設入所が増となっておりましてこのような結果になっておりま す。介護予防サービスについても同様で、要支援1・2の方のサービスという観点でおります。 介護予防の住宅とそれから福祉用具ですけれども、福祉用具購入費がこのところ増えておりまし て住宅改修については減ってきておりますので、ここを調整しております。地域支援事業費、包 括的支援等事業費は職員人件費関係の予算それからシステム改修の委託料も16万5.000円 ですが、先ほどの制度改正の委託料に絡みましてもう一つ別のシステムがあります。これについ ては、バージョンアップの委託料ということで16万5,000円です。一般介護予防事業費で すが、需用費として高齢者が集まられる機会に使う非接触体温計等を購入しております。予備費 2,036万1,000円を減額して調整しております。

続きまして、29ページです。議案第129号、介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)補正予算(第2号)でございます。補正前232万4,000円で補正額が13万4,000円の増です。補正後245万8,000円としております。こちらは、介護予防要支援 $1\cdot 2$ 、それから事業対象者の方もサービス計画を立てていただくための作成の委託料です。現在の委託実績に基づきまして年度末を見込んで増額をしております。

最後に、議案第130号、介護老人保健施設特別会計補正予算(第1号)の概要です。こちらは、特別会計内で組み替えをして調整をしております。備品購入費ですが、急速冷却機というものが開所時に導入したもので、こちら耐用年数が6年なんですけども既に過ぎております。修繕改良はしていただいておりましたけれども、この度いよいよ買い換えないといけないということになりましたので、工事請負費特殊浴槽の分で受け差が出ておりましたので、そちらを組み替えさせていただいて購入したいと考えているものです。説明は以上です。

- ○議長(上原 二郎君) それでは、続きまして131号。
 池田課長。
- ○総務総括課長(池田 健一君) 議案綴りのほうをご覧ください。江尾財産区特別会計でございます。一番最後の議案でございます。 1 枚おはぐり下さい。 1 ページでございます。第1表、歳入歳出の予算補正の内容について説明させていただきます。まず、歳入でございます。 4 1 万 3 , 0 0 0 円の増と補正でございます。これにつきましては、国道1 8 1 号、佐川地内で災害防除の工事が行われておりまして、大体、三町衛生施設組合清化園の上流側といいますか、そこで工事がされているようでございます。そこの用地補償費が 4 1 万 3 , 0 0 0 円ということで江尾財産区のほうに収入としてあげております。はぐっていただきまして、2ページ目でございます。歳出でございますけども、補正額、江尾財産区管理費としまして3 9 万 3 , 0 0 0 円。これを先ほどの収入を使用権付与してあります佐川集落のほうに補償費ということで支払うものでございます。予備費としましては、事務費手数料分は2万円提供して併せて4 1 万 3 , 0 0 0 円の歳入歳出の補正というふうになっております。以上でございます。
- ○議長(上原 二郎君) 以上、詳細説明が終了いたしました。これから議案等に対する質疑を行います。質疑は一議案ごとに処理進行いたします。

日程第17、議案第126号、令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算(第8号)。 議案第126号の質疑を行います。

森田議員。

〇議員(1番 森田 哲也君) 2点お伺いします。まず1点目ですが、新型コロナに関する臨時

交付金を398万減額されておられます。これは…。

- ○議長(上原 二郎君) 森田議員、資料、どこの何ページ。
- ○議員(1番 森田 哲也君) 資料の9ページです。これについては、江府町のコロナ対策については、十分に効果は出たと出したというふうに受け止めればいいんでしょうか。例えば、商工会の皆さんのご意見を伺ったとか、あと、直売所なんかに出される農家の皆さんのご意見を伺ったとか、あと、直売所なんかに出される農家の皆さんのご意見を伺ったとか、それからあと子育で等、いろいろ町民の方で不利益を被られた方がおられると思います。そういった方々の意見を総括したうえでもうこれは国の補助金はいらないんだということで減額されたんでしょうか。その辺の1点目です。それから、もう1点は、いつも言っておりますけども、鳥獣駆除の件です。今回も備品購入ではなにも上がっておりませんが、猟友会の皆さんのお声を伺いますと、まず、檻が足りないという話はよく聞きます。その檻を出来れば各集落に7個ずつくらいは置いてほしいとかそういった話も伺いましたが、そういった方向に向かっての補正はしなくていいんでしょうか。それと、あと見回りについては、集落の皆さんにお願いをしたらという提案を私はしましたけども、そういったところはボランティアでもいいとは思いますが、そこら辺の今後の鳥獣駆除に対する考え方をお伺いします。ついでと言っちゃあなんですが奥大山地美恵のお話を伺いますとイノシシが捕れたそれを捌きに現場にまで行かれて、その仕事が1時間40分以内にせにゃいけんということで、その仕事が結構重労働だというふうなお話も伺いました。そういった総合的なことも含めて今後の対応策を、お考えをお伺いしたい。
- ○議長(上原 二郎君) 2点、最初の…。町長。
- ○町長(白石 祐治君) まとめて言いましょうか。詳しい話とか補足があれば担当課長が言うと思いますけど、コロナの交付金の減というのは、この12月補正まだ途中で3次の配分の話もあったものですから、説明の中にもあったんですけど、事業やってみて使わなかったという経費もあるのでその辺りでの減というものが出ていると思います。おそらくこれをかき集めて次の対策をうてるものがあればまたうっていくような形になると思います。補足があれば立ち会ってください。有害鳥獣の話なんですけど、これもいわば根本的な話だと思うので、こういった問題はどちらかというと12月補正というよりも当初で向かう案件ではないかなと私のほうは思っておりますので、有害鳥獣対策をどういうふうに織り込むかというのは当初予算の中で考えていくべき話ではないのかな。補足があれば担当課長からお願いします。
- ○議長(上原 二郎君) そうしますと担当課長のほうからまずコロナの関係 9 ページは。 松原課長。

- ○企画財政担当課長(松原 順二君) 今、町長のほうがお答えした通りですが、この度させていただきましたのは、当然備品購入とか工事をしますと入札残が出てきます。それらは宙に浮いたお金になりますので、それらは滅額して落としておかないとそこを他の事業に使うことは出来ませんので、1回12月補正で整理させていただいたらこのようなことになっているということでございます。今、給付金につきましても実際に給付金100万円組んでしましても実際蓋を開けてみたら80万円しか使わなかったということもありまして、その辺のだがへごを調整したのが今の予算でございます。これが今、概ね1,000万ちょっと実は宙に浮いたお金がありまして、これを今どういう活動をするかを庁内で検討しているところでございまして、先程町長が申し上げました通り、今度、3次補正、元々予定されていたものと更に菅首相が申し上げておりましたが、1兆6,000万ぐらいですかね。更に、新型コロナ対策の経費を打ち出すようなことも言われておりますので、これにつきましては今後の臨時議会があるに合わせまして補正予算で使い方を計上させていただければと思っております。
- ○議長(上原 二郎君) 1点ずつやりましょうか、まずコロナ対策のことはそれでよろしいですか。(「はい」と発言する者あり)

次の、鳥獣対策 18 ページのイノシシの辺の所ですが。まずは先に課長の詳細を。 末次課長。

- ○農林産業課長(末次 義晃君) ご質問いただきました点につきましては、従前から捕獲差の省力化と言いますか、なるべく労力が掛からないようにという方法をご提案をいただいております。今年、先進地の視察というのも考えておったんですが、このようなコロナの状況で行けてないと。とは言っても何もしないわけではございませんで、捕獲栅については、今年度日野郡の三町での共同の取り組みの中で6基捕獲栅を導入するように予定しております。引き続き、要望を上げていきましてなるべく沢山の集落に設置させていただいて、具体的な管理につきまして各集落のほうでお願いするような形で対応させていただければいうふうに考えております。
- ○議長(上原 二郎君) 森田議員いいですか。
- ○議員(1番 森田 哲也君) 当初予算でということで。
- ○議長(上原 二郎君) 当初予算とそれから今年度6基入るということで。8番、川上議員。
- ○議員(8番 川上 富夫君) 今、町長がおっしゃった年度当初でという格好はそりゃ当然かも しれません。ただ今なぜ森田議員が言ったかというのは、今、しとかないと来年の春に畦やいろ んなものが壊れたり、今の農道とかいろんなこともかなり傷んでおります。それが即対応出来る

ものはどれぐらい出来るのかという格好の中で補正が出来るかどうかという。町長、集落っていうか周りを見られたときに見てもらってみれば相当ひどい状況になっています。特に私どもの集落を見ますと30町歩の田んぼの畦とか高いところもかなり崩れたりして、どういう対策をするかっていうようなこともやはり議論にもなってきて、来年の春に水を入れたときに漏らへんだろうかというふうな状況もやはり生まれてくるっていうのが現状です。当初予算で組まないけんのは当然ですし、抜本的な問題の取り組みは、これはしっかりと組んでもらわないけませんけども、差し当たって出てくるものと、何とかしとかないといけないという状況の中で、今、6基というふうなものがありましたけども、対策が出来るというふうなものがあれば、各集落とか猟友会とかあらゆる面のところでどうなのかということを担当課ででも把握してもらったり、そういうふうなものを検討する機会がやはりないとせっかくの補正が出来るならいくらかでも対応してほしいというふうなものが今の集落やその他の所からの声でございますので、ぜひ検討をお願いしたいと思っております。

- ○議長(上原 二郎君) 町長。
- ○町長(白石 祐治君) 若干誤解があるかもしれませんけど、私が当初と言ったのは根本的な話は当初でというお話で、補正はこの18ページに上がっているようにとりあえずの所は上げさせてはいただいています。それでまた不足なところがあれば担当課のほうで調査をして追加をするなりは考えていきたいと思います。
- ○議長(上原 二郎君) いいですか。 川上議員。
- ○議員(8番 川上 富夫君) 分かりました。いいです。
- ○議長(上原 二郎君) 3番、阿部議員。
- ○議員(3番 阿部 朝親君) 関連ですけども、私も猟友会に入っておりまして、檻で捕獲をしておるんですけども、先般、工事の関係なんかがありましてワイヤーメッシュを昼間開けて工事車両が出入りして夕方閉めて帰る。そういうふうな状況の中で間に2頭ワイヤーメッシュの中に入っておりました。それで今度は逆に言うと、ワイヤーメッシュの中に入ったら出る所が無いので、ワイヤーメッシュの中で悪いことをするという状況がずっと続いておりまして、稲を刈り取りしてから後どうにかせないかんということで、檻を設置しておったですけども、1頭は11月の半ば14、5日に捕れたですけども、16日から11月30日までは捕獲は出来ません。その間1頭が残った、2頭入ったので、1頭は捕獲できたんですけど1頭残ったのが15日間ずっと地域の水田の畦を荒らすということで、檻を仕掛けとったら檻の中には入るんですけども捕獲ま

では出来ない状態が2週間ほど続いたと。そういうふうなこともありまして11月の1日、2日 頃には2頭目も檻で捕獲したんですけども猟友会の関係もあると思いますが、出来れば捕獲期間 が停められる期間がないように、日野町は10月31日まで有害鳥獣がありますが、11月5日 猟が始まるので、そういうような格好で続けて狩猟できるようなんですけども、江府町はそうい うような格好で 15日間秋については捕獲できない期間がありますので、そこら辺の調整を猟友 会と話して連続で出来るような格好にしていただきたいということと、これにありますように有 害鳥獣の関係は1頭についてイノシシでした1万円入るんですけども、外につきましては国の財 源で鳥獣は1頭7.000円という格好になります。今、先程川上議員が言われましたように荒 田もワイヤーメッシュの外にある田んぼが田んぼいう状態ではございません。二度と田んぼとし て出来ないような状況に毎日出てきております。そこに檻を入れておるんですけども、毎朝行く んですけどもなかなか檻の中に入ってくれません。そういうふうな状況で7,000円でどうの こうのってことはありませんけども、そこらへんは奨励金でもあげて皆さんに猟の捕獲をしてい ただく努力をしていただくような格好でのことも一端はあるんじゃないかと思ったりしておりま すので、そこら辺を含めて猟友会とも協議をした上での新しい方向、先程の檻の設置などいろん なことがあろうかと思いますので協議をして進めていただきたいと思いますのでよろしくお願い します。

- ○議長(上原 二郎君) 猟期の問題と奨励金、2点だと思います。 町長。
- ○町長(白石 祐治君) 諸々おっしゃいましたけど、今回の議案と直接関係するのかどうかと若 干の問題もありますが、来年度に向かって検討できるものは検討していきたいと思います。以上 です。
- ○議長(上原 二郎君) 何か課長ありますか。 末次課長。
- ○農林産業課長(末次 義晃君) まずは、期間の問題でございます。通常は10月の15日で猟期が終わるということでございまして、すみません。有害鳥獣の捕獲のほうが10月15日で終わりで11月から猟期が始まるということなんですが、その間に2週間の空白が開いてしまうということなんですが、これは私どもの江府町有害鳥獣の協議会をしていただいております藤田会長さんの評議の結果、会長さんのほうから錯誤捕獲等あってはならんので2週間は必ず空けようと会長のほうが方針で言われておりまして、それに従ったような形でございますのでご了解いただければと思います。それから、奨励金の関係でございますけども従来有害鳥獣の捕獲につきま

してはイノシシだと1頭1万円。11月の猟期については、奨励金は無いのが現状ではございますが、現在は狩猟のほうがイノシシが全国的に増えているということもありまして、集中捕獲奨励事業ということをやっております。阿部議員もご承知だと思うんですが、成獣80cm以上の体長については、1頭当たり7,000円。それ以下の幼獣につきましては、1頭当たり1,000円の捕獲奨励金というものを緊急的に事業化させていただいて後の制度でございますけどもさせていただいておりますのでご了解いただければと思います。以上です。

- ○議長(上原 二郎君) 今、課長の説明がありましたが、猟友会の会長、藤田さんの意向というか、議会の意向もありますので、議会として今の要望があるんでできればずっと出来た方がいいんで、ぜひその辺議会の要望ということで伝えていただいて実現をお願いしたいと思います。 阿部議員。
- ○議員(3番 阿部 朝親君) 先ほどの成獣80cm以上7,000円と1,000円というのは 承知はしておりますけども、有害鳥獣並みの奨励金というものを、有害鳥獣は成獣じゃなくても 1万円。当然、成獣は1万円ですけども、そういうような格好での有害鳥獣の奨励金があります ので、それの方向でご検討いただければと思いますけどぜひよろしくお願いします。
- ○議長(上原 二郎君) 金額をもう少し上げてくださいということですので。7番、三輪議員。
- ○議員(7番 三輪 英男君) 関連でございます。鳥獣被害イノシシのことでございます。私どもの集落もついこの間日曜日に13、4ですかその間でやっとるワイヤーメッシュの状況すぐでとったです。そのことはいいけども15年持つっていったものが傷が入ってきてこれ折れるな。それほど劣化しております。以前は議会が済んだ後に入って来るってなかったんですけど今、議会が済んだ後に田んぼを荒らしてこれだけで済まんわけで法面まで上がってあさっているということになりますね。それほどじゃないけども完全にシャットアウトしなきゃいけんということで、ワイヤーメッシュを新しいものを購入しようとしても結構値段上がるもんですから、値段には代えられないというようなことがあって取り組みを早ければ20日ないし本年度中にやろうと思っていますが、一つだけヒントで実は私どもの田んぼの畦に彼岸花をずっと植えています。そうしますと彼岸花はどういう観点か私もよく知りませんけども、イノシシが一番嫌うようなものの一つに聞いておりまして、こちらには邪魔をしないですから逆に法面のほうに上がって悪さをする。全体がイノシシの仕業じゃなくて。これも自前で15年もつということでしたらそれこそ日はありませんのでね、何とか今までの間自前の力を優先して少しでも食い止めようかなということもありますけども、でもやっぱり何かそういった編の側面的な支援が、先程、町長が新年度予算に

きちっとされると言っていますので、そういったところを頼りにしてもうちょっと頑張ろうかな と思っていますけども、いずれにしましても被害はどんどん日を追うごとに増えておりますので、 それだけはご理解していただきたいと思っています。よろしくお願いします。

- 〇町長(白石 祐治君) 議長。
- ○議長(上原 二郎君) はい。
- ○町長(白石 祐治君) ここでいうべき話かどうか分かりませんが、一般質問と質疑との区別を つけていただきたいと思います。全般にですね。
- ○議長(上原 二郎君) 端的にここはどうだというような質疑を出来たらお願いしたいと。膨らんでいきますと自分のこうしてもらいたい、ああしてもらいたいということに繋がると思いますので、そうじゃなくて議案に関連してどうだというふうな質疑にしたいと思います。一般質問の場合は少し膨らみますけれどもこれはあくまでも議案の質疑という関連でお願いしたいと思います。

他にはよろしいでしょうか。

空場議員。

末次課長。

- ○議員(5番 空場 語君) ちょっと質問をいたします。補正で木谷沢の整備の関係でのお伺いをします。水路の整備を用水路は補正がついていましたが歩道等の部分の工事については中止になったのかあるいは、なるのは次ならいつするのかというのは、あそこでエバーランドの開発も今後向かっていくと思いますので早急な…。
- ○議長(上原 二郎君) 空場議員、すみません。課長の詳細説明で木谷沢歩道の遊歩道アルミの長いやつをやるという計画がありましたが、あれはワーキンググループで検討した結果、もうやらないという説明がありましたので、あれはやらないです。ですね。(「もう一つ、御机の木谷用水路のこととは違いますかね」と発言する者あり)
- ○議員(5番 空場 語君) 今後、エバーランド周辺の開発をされるときにその木谷沢も散歩やその他の部分でこれから人がたくさん入ってくる中で、ならそれ以外やらないならそれ以外の整備方法なんかを考えておられますか。
- ○議長(上原 二郎君) 木谷沢の橋はやめたということですが、他にいろんな方法で遊歩道等々あの辺の有効活用を、対策はしないのかという意味ですか。そういう意味です。
- ○農林産業課長(末次 義晃君) 失礼いたします。先日の全協の際に申し上げたと思うんですが、 奥大山の今の利活用をワーキンググループの中の協議内容の例えば、今、こういった案が出てま

すという中で申し上げたんですけども、委員さんからも木谷沢の現在お客さんが来ておられる方により楽しんでいただく、より安全に歩道を活用していただくということで全般的な遊歩道の見直しというのは話で出ております。その中で一体的に整備をすると。今回の一部分だけの落ちかかっている橋をこの度直すのではなしに全体で見るなかで改修をしていくということで考えております。アルミ橋は周辺への景観への負担、要は非常に大きなものになってしまいましたので、そういった周辺の景観に負担を掛けないような方法をもう少し検討したいと考えております。

- ○議長(上原 二郎君) いいですか。一般会計の補正予算、他にありますか。 8番、川上議員。
- ○議員(8番 川上 富夫君) コロナ対策事業のところで今年ここの総務費の中で顔面認証体温計というふうなものが補正では上がっておりますけども、集落のほうにピストル型みたいなので配布していただきました。それぞれ一個ずつだと思うんですけども、結果的にそこで30人とか40人とか、もしくは他のことをしとるときに測るのをもし補正がつくようなら、顔面で立てって見れるようなのが結構安くても今ありますけども、そういうふうなものを各集落にもし出来るなら整えてもらったほうがいちいち額にもってこうやってやるよりかはそれぞれ今状況的にそれぞれの所がありますので、ぜひそういうふうなものはコロナ対策の中で検討できるものには追加してほしいし、もう一つは各集落でも対応されておりますけども、アルコールの消毒液なんかがもし配布っていうようなものがまだあるようなら集落では用意はしていますけど、また対策で対応が出来るようなものについては検討してほしいというふうに思っています。
- ○議長(上原 二郎君) 池田課長。
- ○総務総括課長(池田 健一君) 先程言われた体温計につきましては、さっきおっしゃられたとき各集落。どの程度使っていただいているのかよく分かりませんけど、使っていただいて、もしそれで不便と言いますか対応出来ないということでしたら予算の状況を見ながら新たな機械の導入も考えたいというふうに思います。それでアルコールがあるかどうかということにつきましては、前の3次前の交付金等を交付させていただいたと思います。しばらくは出来ましたら、その辺は各集落のほうでアルコール消毒のほうについてはつないでいただきたい。またある程度時間が経ったりしまして状況が変わってきましたら、また町のほうからもお配りするようなことも考えたいと思いますので、そのようにお願いしたいと思います。
- 〇議長(上原 二郎君) 川上議員。
- ○議員(8番 川上 富夫君) 私が言ったのは個人じゃなくて集会所とかそういうふうなところでやれるものについて、手のアルコール消毒については、頻繁に使ってくるとすぐに無くなって

きて集落で用意をするわけですけども、対策で出来るようなものがあればお願いしたいということです。以上です。

○議長(上原 二郎君) 各集落の要望を聞いて、もし要望があればまだこれから補正があるということですので出来れば対策のほうをよろしくお願いします。時間が来ましたが続けたいと思います。

補正予算 1 2 6 号、他に質疑はありますか。よろしいでしょうか。ふるさと納税が 6,000 万ということで大きく上がっていますのでそれは非常にいいことだと思います。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(上原 二郎君) そうしますと、ないので質疑を終結します。

続きまして、日程第18、議案第127号、令和2年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計(施設勘定)補正予算(第3号)。

議案第127号の質疑を行います。よろしいでしょうか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(上原 二郎君) ないので質疑を終結します。

続きまして、日程第19、議案第128号、令和2年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)。

議案第128号の質疑を行います。

6番、三好議員。

○議員(6番 三好 晋也君) 保険給付費、居宅介護サービス計画費を1,000万減額して、施設介護サービス給付費を3,000万増額しようということですけども、これはいわゆる在宅でおられる方が施設に入所される、確かに毎年そういう場合にはあると思うんですけども、ただこの単純に考えるとあやめがこれで満床になるのかなという考えになっているんですけども、今、介護保険の運営協議会で来年度からの保険料の改定、介護保険料の改定審議しておられると思いますが、当然保険料が上がる可能性があるのかなというふうに解釈をします。要は、この介護保険、施設入所を別に抑えるという話でなくして、要するに効率よく本当に必要な方、自宅で介護が出来ない家庭等の方等々を優先的に施設入所をさせるべきではないかなというふうに私は考えます。要するに効率のいい介護保険の運用、給付の仕方をするべきじゃないかなと思います。結果として責任者が増える給付費が増えるのはやむを得ないかもしれませんけども、そこら辺のコントロールというのがもっと行政のほうで出来るのではないかなというふうに思っています。言ってみればケアマネージャーにもそこら辺のところが採用権がある程度あるものですけども、行

政としても効率的な介護保険の運用というのは検討すべきじゃないかなというふうに思います。 今、どういう審議をされているのかちょっとそこら辺の方向性等をお聞かせ願えればいうふうに 思います。意味わかりますかね。

- 〇議長(上原 二郎君) 生田課長。
- ○福祉保健課長(生田 志保君) 失礼します。意味は分かったつもりでおりますが、こちらについてはやっぱりどうしても施設介護の方が増えてきておるということは事実です。そして必要なサービスを必要な方に提供しているという前提でこの予算を組んでおります。また、介護保険の運営協議会につきましては1回目の様子についてはこちらで説明させていただいたと思っております。そしておそらくですが、このような状況ですので、介護保険料次期は上げざるを得ない。どっと一度に上がらんようにするためには、少しずつ上げるという方向で考えていくしかないかなということをご説明申し上げたつもりでおります。今月もまたやりますけれども三輪議員さんのほうに委員長として出ていただいておりますので、資料等三輪議員さんがお持ちかと思いますのでまた詳細についてはそちらでご覧いただけたらなと思っておりますけれども、運営協議会の審議についてはより良い介護の体制をということで各施設等からも出ていただきまして、また今年からは運協の下にサービスワーキンググループというようなものを設定してより身近で現場で働いている方のお声も頂戴しているところです。
- ○議長(上原 二郎君) よろしいですか。三好議員。
- ○議員(6番 三好 晋也君) ひとつはこの保健事業の効率的にと言っていいのかどうなのか分かりませんけど、本当に必要な方優先ということで進めていただきたいなというふうに思います。
- ○議長(上原 二郎君) 他に。

川上議員。

○議員(8番 川上 富夫君) 私も同じところでしたけども、実際には施設介護サービスという ふうなものについてはこれから増えてくるというふうに私も思っています。実際に介護人を出してくるとこのときに3,000万という逆に増えてはきますけど、これからは先にその状況っていうふうなものがやはり優先順位とかいろいろあるかもしれませんけども、それぞれ家庭とか地域とかいろんな所の中で施設サービスはどうしても必要になってきますのでその辺はこれからかかってくるものについてはしっかりと検討していただいてこれは補正ですけども抜本的にこれからどうなるかというふうなことも検討しながら進めてもらいたいっていうふうなことを改めてお願いをしておきたいと思っています。よろしくお願いします。増えてくることは間違いないので。

○議長(上原 二郎君) お願いということで。三輪議員。

- ○議員(7番 三輪 英男君) 今、福祉保健課長から指名がありましたんで、というのはそういうことが皆さん集まったときにやむを得ないとあったのか知りませんけどもそれを報告を出すということで確か12月にまた協議会をされるということを聞いておりましたので、その辺だけいつにやっているか分かりません。誤解のないように言っておきます。別に私が議長に誘導されることも実際にないし、そういうことだけはご理解して。
- ○議長(上原 二郎君) 三輪議員、委員長ということで出ておられますので、皆さん関心があるので、次の資料があれば皆さん配布をお願いしたいと思います。それでいいと思います。今、128についてはよろしいでしょうか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(上原 二郎君) ないので質疑を終結します。

続きまして、日程第20、議案第129号、令和2年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)補正予算(第2号)。

議案第129号の質疑を行います。よろしいですか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(上原 二郎君) ないので質疑を終結します。

続きまして、日程第21、議案第130号、令和2年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算(第1号)。

議案第130号の質疑を行います。よろしいですか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(上原 二郎君) ないので質疑を終結します。

続きまして、日程第22、議案第131号、令和2年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会 計補正予算(第2号)。

議案第131号の質疑を行います。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(上原 二郎君) ないので質疑を終結します。

日程第23 陳情書の処理について

○議長(上原 二郎君) 続きまして、日程第23、陳情書の処理についてを議題といたします。

受理した陳情書は、お手元に配りました陳情文書表のとおりであります。

おはかりします。陳情第10号、第11号は、総務経済常任委員会に会期中の審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(上原 二郎君) ご異議なしと認めます。よって、陳情 2 件は、所管の委員会に付託する ことに決しました。会期中の審査をお願いします。
- ○議長(上原 二郎君) 以上で本日の議事日程は、全部終了しました。 これをもって散会とします。御苦労さまでした。

午後0時10分散会